モ デ ル 重 要 事 項 説 明 書 (訪問介護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年東大阪市条例第36号)」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、指定訪問介護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

| 事業者名称 | (法人格及び法人の名称) |
|---------------------------|--|
| 代表者氏名 | (代表者の役職名及び氏名) |
| 本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等) | (法人登記簿記載の所在地) (連絡先部署名) (電話・ファックス番号) |
| 法人設立年月日 | (法人設立年月日) |

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

| 事業所名称 | (指定事業所名称) |
|-------------|-----------------------------------|
| 介護保険指定事業所番号 | (指定事業所番号) |
| 事業所所在地 | (事業所の所在地。ビル等の場合には、建物名称、階数、部屋番号まで) |
| 連 絡 先 | (連絡先電話・ファックス番号) |
| 相談担当者名 | (部署名・相談担当者氏名) |
| 事業所の通常の | (運営規程記載の市町村名を記載) |
| 事業の実施地域 | (建名別性記製の川町では製) |

(2) 事業の目的及び運営の方針

| 事業の目的 | (運営規程記載内容の要約) |
|-------|---------------|
| 運営の方針 | (運営規程記載内容の要約) |

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| 営 | 業 | 田 | (運営規程記載の営業日を記載) |
|---|----|---|------------------|
| 営 | 業時 | 間 | (運営規程記載の営業時間を記載) |

(4)サービス提供可能な日と時間帯

| サービス提供日 | (サービス提供可能な日) | | |
|-------------------------|--------------|--|--|
| サービス提供時間 (サービス提供可能な時間帯) | | | |

(5)事業所の職員体制

| 職 | 職務内容 | 人員数 |
|-----------|--|-------|
| 管理者 | 1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い ます。 | 常 勤 名 |
| サービス提供責任者 | 1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 6 居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 9 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 10 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 11 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 12 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 | 名以上 |
| 訪問介護員 | 1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 | 名以上 |
| 事務職員 | 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 | 名以上 |

(1)提供するサービスの内容について

| サービス区分と種類 | | サ ー ビ ス の 内 容 | | | | |
|----------------------|--------------------------------|--|--|--|--|--|
| 訪問 | 介護計画の作成 | 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。 | | | | |
| | 食事介助 | 食事の介助を行います。 | | | | |
| | 入浴介助 | 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。 | | | | |
| | 排泄介助 | 排泄の介助、おむつ交換を行います。 | | | | |
| | 特段の専門的配慮 をもって行う調理 | 医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。 | | | | |
| | 更衣介助 | 上着、下着の更衣の介助を行います。 | | | | |
| | 身体整容 | 日常的な行為としての身体整容を行います。 | | | | |
| | 体位変換 | 床ずれ予防のための、体位変換を行います。 | | | | |
| | 移動·移乗介助 | 室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。 | | | | |
| | 服薬介助 | 配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。 | | | | |
| 身 | 起床・就寝介助 | ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。 | | | | |
| 体 介 護 | 自立生活支援・重 度化防止のための 見守り的援助 | ○ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら確認を含む。)を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ べッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけの見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○ 自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促します。 ○ 利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら掃除、整理整頓を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について見守る。) ○ 車いず等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 連いず等での移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物を一緒に干したんだりすることにより自立する。 ○ 本語であるよう援助します。 | | | | |
| 生 | 買物 | 利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 | | | | |
| 生活援助 | 調理 | 利用者の食事の用意を行います。 | | | | |
| 抜 助 | 掃除 | 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 | | | | |
| | 洗濯 | 利用者の衣類等の洗濯を行います。 | | | | |
| | 通院等のための乗車 又は降車の介助 | 通院等に際して、訪問介護員等が運転する自動車への移動・移 乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。) | | | | |

(メモ) 利用者との間で、提供するサービスに関して疑義や誤解が生じないよう、サービス内容は、 できるだけ具体的に記述するようにしてください。

※1 通院等乗降介助の算定が可能な場合のみ記載してください。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険(1割負担)を適用する場合)について (メモ) 利用者の負担額について、1割の額を記載していますが、利用負担割合が2割又は3割の 利用者に説明する場合は、2割又は3割の額を記載したものを用いて説明を行ってください。

| | サービス提供時間数 | 身体 | k O | 身体 | 本 1 | 身 | 本 2 | 身体 | 2.3 |
|-----------|---|----------|------------|----------|------------|----------|------------|--------------------------------|--------------------------|
| 区分 | | 20 分未満 | | 20 分以上 | | 30 分以上 | | 1 時間以上 | |
| | | | | | 30 分未満 | | 1 時間未満 | | 30分を増すごと |
| | サービス提供時間帯 | 利用料 | 利用者 負担額 | 利用料 | 利用者 負担額 | 利用料 | 利用者 負担額 | 利用料 | 利用者 負担額 |
| | 昼間(午前8時 ~午後6時) | 1, 744 円 | 175円 | 2, 610 円 | 261 円 | 4, 140 円 | 414 円 | 6,066円 に 877円を 加算 | 607円 に88円 を加算 |
| 身体介護 | 早朝(午前 6 時 ~午前 8 時) 夜間(午後 6 時 ~午後 10 時) | 2, 182 円 | 219 円 | 3, 263 円 | 327 円 | 5, 178 円 | 518円 | 7,586円 に 1,102円 を加算 | 759円 に 111円を 加算 |
| | 深夜(午後 10 時 ~午前 6 時) | 2, 621 円 | 263 円 | 3, 916 円 | 392 円 | 6, 216 円 | 622 円 | 9, 105円 に 1, 316円 を加算 | 911円 に 132円を 加算 |
| | サービス提供時間数 | | 舌 2 | 生活 | § 3 | | | | |
| 生 | サービス提供時間帯 | | ·以上 ·未満 | 45 分 | 以上 | | | | |
| 生活援助 | 昼間 | 1, 915 円 | 192 円 | 2, 354 🖺 | 236 円 | | | | |
| 助 | 早朝・夜間 | 2, 396 円 | 240 円 | 2, 942 円 | 295 ∄ | | | | |
| | 深夜 | 2, 878 円 | 288 円 | 3, 531 円 | 354 ∄ | | | | |
| 通院等のための乗降 | | 昼 | 間 | 早朝・ | 夜間 | 深 | 夜 | 片道のホ | 全です |
| | 又は降車の介助 | | 104 円 | 1, 294 円 | 130 円 | 1, 562 🖺 | 157 円 | (別途交 | |

| | 加 算 | 利用料 | 利用者 負担額 | 算 定 回 数 等 |
|-------------|---|---|------------------------|-----------------|
| | 特 定 事 業 所 加 算 (I) 特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ) 特 定 事 業 所 加 算 (Ⅲ) 特 定 事 業 所 加 算 (Ⅳ) 特 定 事 業 所 加 算 (V) | 所定単位数の (I)20/100 (II)10/100 (II)10/100 (IV)3/100 (V)3/100 相当の単位 | 左記の1割 | 1 回当たり |
| | 緊急時訪問介護加算 | 1,070円 | 107 円 | 1回の要請に 対して1回 |
| | 初 回 加 算 | 2, 140 円 | 214 円 | 初回のみ |
| | 生活機能向上連携加算(I) 生活機能向上連携加算(II) | 1, 070 円 2, 140 円 | 107 円 21 4 円 | 1月当たり |
| | 口腔連携強化加算 | 535 円 | 54 円 | 1月当たり |
| 要 | 認 知 症 専 門 ケ ア 加 算(I) 認 知 症 専 門 ケ ア 加 算(Ⅱ) | 32 円 42 円 | 4 円 5 円 | 1日につき |
| 要介護度による区分なし | 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 介護職員等処遇改善加算(V) (12) 介護職員等処遇改善加算(V) (13) 介護職員等処遇改善加算(V) | 所定単位数の 245/1000 182/1000 145/1000 145/1000 221/1000 208/1000 200/1000 187/1000 184/1000 163/1000 158/1000 142/1000 139/1000 121/1000 118/1000 100/1000 76/1000 | 左記の1割 | 1月当たり |

- ※ ①当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者 (②及び③に該当する場合を除く)又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に 20人以上居住する建物の利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額の90/100となりま す。
 - ②当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の建物に居住する利用者に対し、訪問介護を行った場合は上記金額の85/100となります。
 - ③当事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一建物又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が90%以上である場合は上記金額の88/100となります。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するため の委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、 所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します(令和7年3月31日まで経過措置あり。)。
- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保 や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加 算です。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護 支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービ ス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、サービス提供責任者が指定訪問リハビリテーション事業所、若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、その計画に基づく訪問介護を行った場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算(II)は、利用者に対して指定訪問リハビリテーション事業所、若しくは 指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理 学療法士等が指定訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として利用者の 居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等、当該理学療法士等と利用者の身体の状 況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、その 計画に基づく訪問介護を行った場合に加算します。
- ※ 口腔連携強化加算は、利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、利用者の同意を得て、歯科 医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回限り 算定します。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。
 - (メモ)上記のうち、サービス内容に相違がないように該当するサービス及び加算を記載するように してください。
- ※ 地域区分別(5級地)の単価を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

| | | | 地域以外の場合、運営規程の定め | | | | |
|---|--|-------|-----------------------------|--|--|--|--|
| ① 交通費 | に基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は(運営規程に記載されている内容を記載する)により請求いたします。 | | | | | | |
| | サービスの利用をキャン・ | セルされる | る場合、キャンセルの連絡をいただ | | | | |
| | いた時間に応じて、下記 | によりキ・ | ャンセル料を請求いたします。 | | | | |
| ② キャンセル料 | 24 時間前までのご連絡 | の場合 | キャンセル料は不要です | | | | |
| | 12 時間前までにご連絡 | の場合 | 1 提供当たりの料金の 〇〇%を請求いたします。 | | | | |
| | 12 時間前までにご連絡の | ない場合 | 1提供当たりの料金の 〇〇%を請求いたします。 | | | | |
| ※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。 | | | | | | | |
| ③ サービス提供に当たり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 利用者の別途負担となります | | | D別途負担となります。 | | | | |
| ④ 通院・外出介助に 交通機関等の交 | おける訪問介護員等の公共 通費 | 実費相当 | 当を請求いたします。 | | | | |

- (メモ) 通院・外出介助における訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は、当該事業所の運営規程において定められている必要があります。通常の事業の実施地域外の交通費やキャンセル料を請求する、しない及びその徴収率等の設定については、各事業者において決定する事項です。したがって、キャンセル料を請求しない場合にはこの条項の記載は不要です。 利用者からのキャンセル通知の時間帯区分は、利用者に配慮した時間帯設定として例示では「24時間」を目安時間としてあげています。
- 5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

| ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等 | アイ | 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてにお届け(郵送)します。 |
|---|----|---|
| ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等 | アイ | サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の〇日までに、下記の いずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によら ず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお 願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となるこ とがあります。) |

- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から〇月以上遅延し、さらに支払いの督促から〇日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。
 - (メモ) ②のアに記載する支払い方法はあくまで例示ですが、利用者の利便性に配慮し、支払い方法の選択が可能なよう、複数の支払方法を採用するようにしてください。

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

| | 相談担当者氏名 | (氏名) |
|---------------------------------|-----------|------------|
| 利用者のご事情により、担当する 訪問介護員等の変更を希望される | 連絡先電話番号 | (電話番号) |
| 場合は、右のご相談担当者までご | 同ファックス番号 | (ファックス番号) |
| 相談ください。 | 受付日及び受付時間 | (受付曜日と時間帯) |

- ※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。
- (メモ)担当する訪問介護員等の変更に関する利用者の希望については、利用者の立場を配慮して、「変更の可能性の教示」という位置付けで、事業者が積極的に利用者に情報提供すべき事項として本項目を重要事項説明書に記載することにしています。ただし、事業所の人員体制などが制約条件となる可能性があるため、注釈部分(※印)を付記しています。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない 等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者 が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行 います。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等 の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 (職・氏名を記載する)

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための定期的な研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に

周知します。

- (6) 虐待の防止のための指針の整備をしています。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

| | ア | 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報 |
|--------------------------|----------|------------------------|
| | (| の保護に関する法律」、及び厚生労働省が策定し |
| | 7 | と「医療・介護関係事業者における個人情報の適 |
| | ł | 刃な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切 |
| | 7 | な取扱いに努めるものとします。 |
| | 1 | 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」 |
| ① 利田孝及がるの家佐に関する秘 | | という。)は、サービス提供をする上で知り得た |
| ① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について | 5 | 利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第 |
| 省の保持について | 3 | 三者に漏らしません。 |
| | ウミ | また、この秘密を保持する義務は、サービス提供 |
| | 3 | 契約が終了した後においても継続します。 |
| | エ | 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は |
| | | その家族の秘密を保持させるため、従業者である |
| | ļ | 期間及び従業者でなくなった後においても、その |
| | ₹ | 必密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の |
| | Ţ. | 内容とします。 |
| | ア | 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限 |
| | | り、サービス担当者会議等において、利用者の個 |
| | | 人情報を用いません。また、利用者の家族の個人 |
| | | 青報についても、予め文書で同意を得ない限り、 |
| ② 個人情報の保護について | | ナービス担当者会議等で利用者の家族の個人情 |
| | ' | 服を用いません。 |
| | - | 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報 |
| | | が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記 |
| | - | 禄を含む。)については、善良な管理者の注意を |
| | | もって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩 |
| | | を防止するものとします。 |

| ウ | 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) |
|---|--|
| | となります。) |

11 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

(メモ) 緊急時の対応方法に掲げる主治医や家族等の連絡先については、本重要事項説明書の内容をすべて説明し、サービス提供等に関して同意を得た段階(契約の締結の合意が行われたとき)で、利用者に確認しながら項目を記載するようにしてください。

記載内容の例示

主治医:氏名、所属医療機関名等・所在地・電話番号(勤務先及び携帯) 家族等連絡先:氏名及び続柄、住所、電話番号(自宅、勤務先及び携帯)

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。 また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠 償を速やかに行います。

(メモ)事故発生時の対応方法に掲げる市町村、居宅介護支援事業者等の連絡先については、本重要事項 説明書の内容をすべて説明し、サービス提供等に関して同意を得た段階(契約の締結の合意が 行われたとき)で、利用者に確認しながら項目を記載するようにしてください。

記載内容の例示

市町村:市町村名、担当部・課名、電話番号

居宅介護支援事業者:事業所名、所在地、担当介護支援専門員氏名、電話番号

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

| 保険会社名 | |
|-------|--|
| 保険名 | |
| 補償の概要 | |

13 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供 の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その 控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

19 指定訪問介護サービス内容の見積もりについて

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
- (1) サービス提供責任者(訪問介護計画を作成する者)

| 氏 | A | /油级生, | , |
|---|-----------|-------|---|
| ᇇ | <u> 1</u> | (连桁兀) | , |

(2) 提供予定の指定訪問介護の内容と利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)

| 曜日 | 訪問時間帯 | サービス 区分・種類 | サービス内容 | 介護保険 適用の有無 | 利用料 | 利用者 負担額 |
|----|-------------|---------------|--------|---------------|------|------------|
| 月 | 11:00~12:00 | 身体介護 | 食事介助 | 0 | OOO用 | 00円 |
| 火 | | | | | | |
| 水 | | | | | | |
| 木 | 10:00~11:30 | 生活援助 | 居室の清掃 | 0 | 000円 | 00円 |

| 金 | | | | | |
|---|------------------------------------|--|--|--|--|
| 土 | | | | | |
| 日 | | | | | |
| | 1週当たりの利用料、利用者負担額(見積もり)合計額 〇〇〇円 〇〇円 | | | | |

(3) その他の費用

| ① 交通費の有無 | (有・無の別を記載)サービス提供 1 回当たり…(金額) |
|---|------------------------------|
| ② キャンセル料 | 重要事項説明書4-②記載のとおりです。 |
| ③ サービス提供に当たり必要となる利用者 の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用 | 重要事項説明書4-③記載のとおりです。 |
| ④ 通院・外出介助における訪問介護員等の 公共交通機関等の交通費 | 重要事項説明書4-④記載のとおりです。 |

(4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその 他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安 (目安金額の記載)

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス 内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

(メモ) サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途料金表の活用も可能です。

- 20 サービス提供に関する相談、苦情について
 - (1) 苦情処理の体制及び手順

0

- ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

指定申請時に提出された「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要」に基づき記載してください。

(2) 苦情申立の窓口

| 【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称) | 所 在 地 電話番号 ファックス番号 受付時間 |
|---|---|
| 【市町村(保険者)の窓口】 東大阪市 福祉部 指導監査室 介護事業者課 | 所 在 地 東大阪市荒本北一丁目1番1号 電話番号06-4309-3317 ファックス番号06-4309-3848 受付時間 9:00~17:30 (土日祝休み) |
| 【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 | 所 在 地 大阪市中央区常盤町一丁目3番8号 中央大通FNビル 電話番号06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00 (土日祝休み) |

東大阪市以外に在住の利用者については利用者のお住まいの市町村(広域連合)の苦情申立の 担当部署の記載をお願いします。

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

| 実施の有無 | | | | |
|-------------|---|---|---|---|
| 実施した直近の年月日 | : | 年 | 月 | 日 |
| 実施した評価機関の名称 | | | | |
| 評価結果の開示状況 | | | | |

22 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、 当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表しま す。

上記内容について、「東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例(平成24年東大阪市条例第36号)」に定める「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

| 重要事項説明書の説明年月日 | 年 | 月 | B | |
|---------------|---|---|---|--|
|---------------|---|---|---|--|

| | 所 在 地 | |
|----|-------|--|
| 事 | 法 人 名 | |
| 業者 | 代表者名 | |
| 有 | 事業所名 | |
| | 説明者氏名 | |

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

| 利用者 | 住 | 所 | |
|-----|---|---|--|
| | 氏 | 名 | |

| 代理人 | 住 | 所 | |
|-----|---|---|--|
| | 氏 | 名 | |

(メモ) この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には利用者及び事業者の双方が、事前に契約内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が(署名)記名(必要に応じて押印)を行います。

サービス提供を行うに際しては、介護保険の給付を受ける利用者本人の意思に基づくものでなければならないことはいうまでもありません。したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力(行為能力)が十分でない場合は、代理人(法定代理人・任意代理人)を選任し、これを行うことができます。

なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者(たとえば同居親族 や近縁の親族など)であることが望ましいものと考えます。なお手指の障害などで、単に文字 が書けないなどといった場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続 柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます。

(例)

| 利用者 | 住 | 所 | 大阪府○○市△△町1丁目1番1号 |
|-----|---|---|------------------|
| | 氏 | 名 | 大 阪 太 郎 |

上記署名は、浪速 花子(子)が代行しました。